

7月30日(日)ソーラーボート大会開催決定

当日参加できるイベントもあるので、ぜひ会場へ足を運んでください



4年ぶりとなる柳川ソーラーボート大会の開催日が7月30日(日)に決定しました。当日はからたち文人の足湯公園をメイン会場に、柳川が誇る地域資源の掘割で周回レースやスラロームコンテストを実施。今回は当日参加できるイベントを紹介します。詳しくは、同大会の公式サイトで確認してください。

【問】市企画課企画係 (☎ 77・8423)

ソーラーボート操縦体験 (無料)

小型ソーラーボートの操縦を体験できます。免許は不要。対象は高校生以上の人です。

●時間 ①午前11時30分～②午後0時30分～③午後1時30分～ (各回先着2人、30分程度)



スケールボート操縦体験 (無料)

精巧に作られた船などの模型を水に浮かべてラジコン操作できます。

●時間 ①午前11時～②正午～③午後1時～ (各回30分程度)



サップ体験 (1人500円)

専用ボードでゆったりと掘割をこぎ進みます。ぬれでもいい服装、かかとがあるサンダルで参加してください。対象は小学4年生以上です。



●時間 ①午前11時～②正午～③午後1時～ (各回先着5人、30分程度)

消費生活センター

ネット販売は確定前に最終画面をしっかりとチェック

【事例1】インターネットでサプリメントを注文した。1回目のお試しのつもりだったが、注文していない2回目が届いた。

【事例2】動画サイトで見た化粧品をインターネットで注文した。その後、気が変わりキャンセルの電話をすると、「1年間の定期コース」を理由に違約金の支払いを求められた。

【アドバイス】インターネット販売は、販売側に最終確認画面で契約内容を分かりやすく表示することが義務付けられていて、消費者は契約内容を承諾して申し込みます。今回の事例は、いずれも最終確認画面をよく読んでいなかったことが原因です。最終確認画面は読み飛ばさず、次のポイントを確認しましょう。

●確認するポイント

▷購入数量、定期コースの申し込み有無▷キャンセルや返品の可否▷キャンセルの条件▷支払う総額

トラブルを防ぐために最終確認画面をスクリーンショットで保存しておくことと安心です。トラブルになりそうときは、早めに消費生活センターへ連絡してください。

【問】消費生活センター (市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004)

確認画面を保存すると安心



オスプレイ等配備計画の最新状況を説明

7年ぶりに全市民を対象にした説明会を開催 会議録は市公式サイトに掲載



市と九州防衛局は5月30日、佐賀空港へのオスプレイ等配備計画への理解を深めてもらい、市民の不安を少しでも解消しようと配備計画に関する説明会を市民文化会館で開きました。全市民を対象にした説明会は、平成28年9月以来およそ7年ぶりです。

午後6時30分から始まった説明会には、市民など92人が参加。最初に市生活環境課が、平成30年に佐賀県などが受け入れを表明し、今年5月1日には駐屯地建設予定地の所有者で構成する協議会で売却が決定するなど、これまでの経緯を説明。また、九州防衛局との質問書のやり取りなどを踏まえ、市で取りまとめた論点整理の現状を報告しました。

続いて九州防衛局が、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増していることや、オスプレイ配備の必要性と安全性などを強調。また、佐賀空港へは、オスプレイ



参加者からの質問に答える伊藤哲也局長ら九州防衛局幹部



市と九州防衛局の説明に耳を傾ける参加者

レイ17機と目達原駐屯地のヘリコプター約50機が配備される他、700から800人の隊員が配置される予定など、配備される自衛隊の概要を説明しました。

その後の質疑応答では、「オスプレイは安全なのか」「米軍は佐賀空港を利用するのか」などの質問や意見が出されました。九州防衛局は「あらかじめ定めた基準に沿ってオスプレイの安全は確認している」「一時的な米軍との訓練はあるかもしれないが、米軍は常駐しない」などと答え、佐賀空港へのオスプレイ配備に理解を求めました。

市は今後も、配備計画の情報が更新されたら随時市民へ公表していきます。説明会の資料や会議録は市公式サイトに掲載しているので、ご覧ください。

【問】市生活環境課環境係 (☎ 77・8485)

若い世代の移住や定住を応援します

39歳以下の新婚世帯と、45歳以下の人のマイホーム取得を支援

□新婚世帯マイホーム取得支援事業

結婚を機に市内で住宅を取得した夫婦に費用の一部を補助しています。

●対象 次の全てに該当する人

▷婚姻届を提出して受理された夫婦▷婚姻日時点で、年齢が夫婦共に39歳以下▷婚姻日から1年以内に住宅を取得している▷夫婦の合計所得が500万円未満▷購入した住宅に住み、市の住民基本台帳に登録されている▷申請者とその同一世帯の人が市税を滞納していない▷申請者とその同一世帯の人が暴力団や暴力団に関係していない▷U-45マイホーム取得支援事業奨励金の交付決定を受けていない

●申請期間 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに住宅を取得した人は令和6年3月31日まで



●補助金額 最大30万円

●必要書類 交付申請書、誓約書、所得証明書、登記事項証明書など

※詳しくは、市公式サイトで確認してください。

□U-45マイホーム取得支援事業

45歳以下で市内に新しく住宅を建てた人や、住宅を購入した人は、申請するとやなば加盟店で使える5万円分の商品券がもらえます。1月1日までに住宅を取得した人は、3月31日までに申請が必要です。忘れずに申請してください。

※申請方法や書類など、詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】市企画課企画係 (☎ 77・8423)

